

議第 38 号

令和 7 年度 見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度見附市の見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第 1 表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|-------|--------|-------------|
| 2 事業費 | 1 事業費 | 宅地分譲事業 | 千円 3,100 |
| 合 計 | | | 3,100 |